

『C-Book 民法Ⅳ 第4版』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2014年1月10日現在

頁	場所	誤	正	更新日
497	「5 時効期間・責任期間」の上から8行目	損害発生時 か 10年の責任期間	損害発生時 から 10年の責任期間	2014.1.2
503	問9の解答欄	× 大判昭11.9.5	× 大連判昭11.7.15	2014.1.2
504	問17の1行目	20年を経過する前 か 6か月内	20年を経過する前6か月内	2014.1.2
466	「1 責任負担者」に関する図中、工場長・支店長・現場監督者等に対する責任追及の根拠条文	715 I	715 II	2013.12.31
436	「考え方のすじ道」の下から1行目	722条2項を推適用して	722条2項を 類 推適用して	2013.12.30
437	上から7～8行目	賠償額をできるとした。	賠償額を 減額 できるとした。	2013.12.30
364	問8の解答欄	○ 699	○ 698	2013.12.24
367	上から14行目	その行為 の よって	その行為 に よって	2013.12.24

324	【消費貸借・寄託・消費寄託の返還時期】の図表中、「期限の定めなし」の場合の「消費寄託者(666)」	いつでも(666ただし書)	いつでも(666Ⅱ)	2013. 10. 02
476	下から1行目	717条3項のような規定はが、当然のことと解されている。	717条3項のような規定はないが、当然のことと解されている。	2013. 03. 22
142	1行目	▶連帯債務の譲渡	▶予約完結権の債権担保としての機能	2013. 01. 08
223	サイドコメント8行目(2つ目の「結論」の2行目)	屋所有権が……	家屋所有権が……	2013. 01. 08
68	16行目	▶連帯債務の譲渡	▶帰責事由の要否	2013. 01. 07
265	下から6行目	借主が目的物を第三者に賃貸し	貸主が目的物を第三者に賃貸し	2012. 06. 24
289	下から11行目(「考え方のすじ道」の中の2行目)	処理するものている	処理するものとしている	2012. 06. 19
136	29行目の四2(2)部分	善意・悪意を問わないにはできる。	善意・悪意を問わない。	2011. 11. 09